

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
休む日
（日曜日の翌日）

目次

- ◇選挙告示 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 政党等の収支報告書の要旨
- 選挙管理委員会の招集

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
森進後援会	宇田川一男	岩崎秀雄	東伯郡赤碕町大字赤碕一四八三の一	その他の政治団体
花本政経懇話会	福田辰太郎	宮川宗隆	東伯郡東伯町大字八橋一八一四の一	
前田好雄後援会	藤原竹応	前田敦	西伯郡西伯町法勝寺五三六	
自由民主党倉吉市社支部	梶井忠良	松井薫	倉吉市大谷五二七	政党

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
相沢英之東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市今町二二二〇一	鳥取市今町一〇二 網浜ビル3F

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十四号）による改正前の政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及

びその支部の收支に関する事項を記載した報告書を受理したので、政治資金規正法の一部を改正する法律による改正前の政治資金規正法第二十条の規定の例により、次のとおり公表する。

昭和五十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条の規定による報告書
- 2 期間 昭和50年7月1日から昭和50年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	収入の総額 円	支出の総額 円	報告書受理年月日
武部 文 後 援 会	350,000	265,000	51. 4. 19
郷土と自治を守る会	0	0	51. 4. 27
藤井 正 雄 後 援 会	900,000	987,279	51. 5. 7

4 主たる寄附者及び支出

政党、協会その他の団体名	寄附の総額 円	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
武部 文 後 援 会	250,000	1	全通信労働組合	労働団体	東京都文京区 鳥取市
藤井 政 雄 後 援 会	600,000	3	倉吉病院	団 体	倉吉市
	300,000	2	ジュエニ物産	商事会社	”

(イ) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額 円	件数	支出の目的
武部 文 後 援 会	155,000	2	印刷費
	110,000	7	事務費

藤井政雄後援会

373,430	4	報 費
252,000	3	消 耗 品 費
30,000	2	印 刷 費
216,489	7	公 議 費
15,360	1	修 繕 費
100,000	1	借入金返済費

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和五十一年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十一年六月二十三日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の執行について
- (2) 不在者投票管理者を置くことのできる老人ホームの指定について
- (3) 市町村選挙啓発担当者研修会について